



《会計・税務の知識》 財産債務調書の提出制度

はじめに

平成 27 年度税制改正において、所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、従来の「財産債務明細書」から新たに「財産債務調書」へと制度が創設されました。今回は国税庁が平成 27 年 6 月に公表した「財産債務調書の提出制度 (FAQ)」を基に制度の概要をご紹介します。

1. 提出基準

所得税及び復興特別所得税(以下、「所得税等」という。)の確定申告書を提出する必要がある者で次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合には、財産債務調書を提出しなければなりません。

また、提出に当たっては別途「財産債務調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

【要件】

(1)	その年の総所得金額及び山林所得金額の合計額 ^(注1) が2千万円を越えること
(2)	その年の12月31日においてその価額の合計額が3億円以上の財産 ^(注2) 又はその価額の合計額が1億円以上である国外転出特例対象財産 ^(注3) を有すること

(注1) 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除後の所得金額の合計額を加算した金額です。ただし、一定の繰越控除を受けている場合はその適用後の金額となります。

(注2) 国内に所在する財産のほか、国外に所在する財産を含みます。

(注3) 国外転出時課税制度の対象となる財産で所得税法 60 条の 2 第 1 項に規定する有価証券等並びに同条第 2 項に規定する未決済信用取引等及び同条第 3 項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。

2. 記載内容

財産債務調書には、財産の種類、数量、価額及び所在並びに債務の金額等を記載することとされています。

3. 財産の価額

原則、その年の 12 月 31 日における「時価」を記載しますが、「見積価額」によることもできます。

4. 提出期限

その年の翌年 3 月 15 日までに所得税の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

なお、当該制度は、平成 28 年 1 月 1 日以後に提出すべき財産債務調書から適用されますので平成 27 年度の所得税の確定申告に伴って施行されます。また、財産債務調書の提出期限までの間に財産債務調書を提出しないで死亡したとき等は、財産債務調書の提出は必要ありません。

5. 国外財産調書との関係

国外財産調書の提出が必要な場合においても、提出基準の要件を満たす場合には財産債務調書の提出が必要となります。

この場合に、財産債務調書には国外財産に係る価額以外の事項について記載は要しないこととされていますが、国外債務についてはすべての記載を要することとされています。

6. その他の措置

財産債務調書の適正な提出に向けたインセンティブとして、過少申告加算税及び無申告加算税(以下「過少申告加算税等」という。)の特例措置が設けられています。

適用条件	過少申告加算税等の特例措置
財産債務調書を提出期限内に提出した場合に、財産債務調書に記載がある財産又は債務に関して所得税等の申告漏れが生じたとき	5%軽減
財産債務調書を提出期限内に提出していない場合又は提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産又は債務の記載がない場合に、その財産債務に関する所得税等の申告漏れが生じたとき	5%加重

提出期限後に財産債務調書を提出した場合であってもその財産債務に関する所得税等について調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、提出期限内に提出されたものとみなして過少申告加算税等の特例措置を適用することができます。

(担当：稲浦)